字立石

二五二二番二
二五二三番
二五二四番
二五二五番一から二五二五番三まで
二五二六番一及び二五二六番二
二五二七番
二五二八番一から二五二八番三まで
二五二九番一から二五二九番四まで
二五三〇番
二五三一番一から二五三一番五まで
二五三五番一から二五三五番四まで
二五三六番一から二五三六番四まで
二五三七番一から二五三七番六まで
二五三八番
二五三九番
二五四〇番
二五四一番
二五四二番
二五四三番
二五四四番一及び二五四四番二
二五四五番一及び二五四五番二
二五四六番一から二五四六番四まで
二五四七番一及び二五四七番二
二五四八番一から二五四八番四まで
二五四九番
二五五〇番一から二五五〇番三まで
二五五一番一及び二五五一番二
二五五二番
二五五三番一及び二五五三番二
二五五四番
二五五五番一から二五五五番九まで
二五五六番一及び二五五六番二
二五五七番一及び二五五七番二
二五五八番一及び二五五八番二
二五六〇番

字大沢

二五六三番一及び二五六三番二
二五六四番
二五六五番
二五六六番一及び二五六六番二
二五六七番一及び二五六七番二
二五六八番
二五六九番一から二五六九番七まで
二五七〇番一から二五七〇番三まで
二五七一番一から二五七一番三まで
二五七二番一及び二五七二番二
二五七三番一及び二五七三番二
二五七四番一から二五七四番三まで
二五七五番一及び二五七五番二
二五七六番一及び二五七六番二
二五七七番
二五七八番一
二五七八番九

字扇平

二五八一番
二五八二番
二五八三番一から二五八四番合併一九の二
二五八三番・二五八四番合併一六の二
二五八三番・二五八四番合併二二の二
二五八三番・二五八四番合併二四の二
二五八三番・二五八四番合併二五の一
二五八三番・二五八四番合併二七から二九まで
二五八三番・二五八四番合併三〇の一及び二五八三番・二五八四番合併三〇の二
二五八三番・二五八四番合併三一の一及び二五八三番・二五八四番合併三一の二
二五八三番・二五八四番合併三五の一及び二五八三番・二五八四番合併三五の二
二五八三番・二五八四番合併三七の一
二五八三番・二五八四番合併四一及び二五八三番・二五八四番合併四二
二五八三番・二五八四番合併四三の一
二五八三番・二五八四番合併四四の一及び二五八三番・二五八四番合併四四の二
二五八三番・二五八四番合併五三の一
二五八三番・二五八四番合併五四の一及び二五八三番・二五八四番合併五四の二
二五八三番・二五八四番合併五五及び二五八三番・二五八四番合併五六
二五八三番・二五八四番合併六〇及び二五八三番・二五八四番合併六三
二五八三番・二五八四番合併六九
二五八三番・二五八四番合併七四及び二五八三番・二五八四番合併七五
二五八三番・二五八四番合併七八から二五八三番・二五八四番合併八一まで
二五八三番・二五八四番合併八六から二五八三番・二五八四番合併九六まで
二五八三番・二五八四番合併九八
二五八三番・二五八四番合併一〇一から二五八三番・二五八四番合併一〇四まで
二五八三番・二五八四番合併一〇五の一及び二五八三番・二五八四番合併一〇五の二
二五八三番・二五八四番合併一〇六
二五八三番・二五八四番合併一〇八
二五八三番・二五八四番合併一一三及び二五八三番・二五八四番合併一一三
二五八三番・二五八四番合併一一七の二
二五八三番・二五八四番合併一二〇の一
二五八三番・二五八四番合併一二〇から二五八三番・二五八四番合併一二四まで
二五八三番・二五八四番合併一三〇から二五八三番・二五八四番合併一三二まで
二五八三番・二五八四番合併一三四
二五八三番・二五八四番合併一三六
二五八三番一から二五八三番五七まで
二五八三番五九及び二五八三番六〇
二五八三番六二から二五八三番一九九まで
二五八四番・二五八三番合併一
二五八四番・二五八三番合併一〇
二五八四番・二五八三番合併一二
二五八四番・二五八三番合併一三
二五八四番・二五八三番合併一三
二五八四番・二五八三番合併一六
二五八四番一及び二五八五番二
二五八五番二地先無地番
二五八五番三から二五八五番七まで
二五八五番八の一及び二五八五番八の二
二五八五番九から二五八五番五〇まで
二五八六番二から二五八六番四まで
二五八六番六から二五八六番一二まで

口　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

静岡県藤枝市岡部町内谷

字立石　二五一六番　一号
二五二〇番二　二号から四号まで
二五二一番一　五号
二五二三番　六号
二五六六番二　七号
二五六一番　八号
二二二九番二　九号

字大沢
字佛体飼戸

○国土交通省告示第二百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十日

国土交通大臣　石井　啓一